



鶏卵の適正な表示について

■ 『鶏卵の表示に関する公正競争規約』とは？

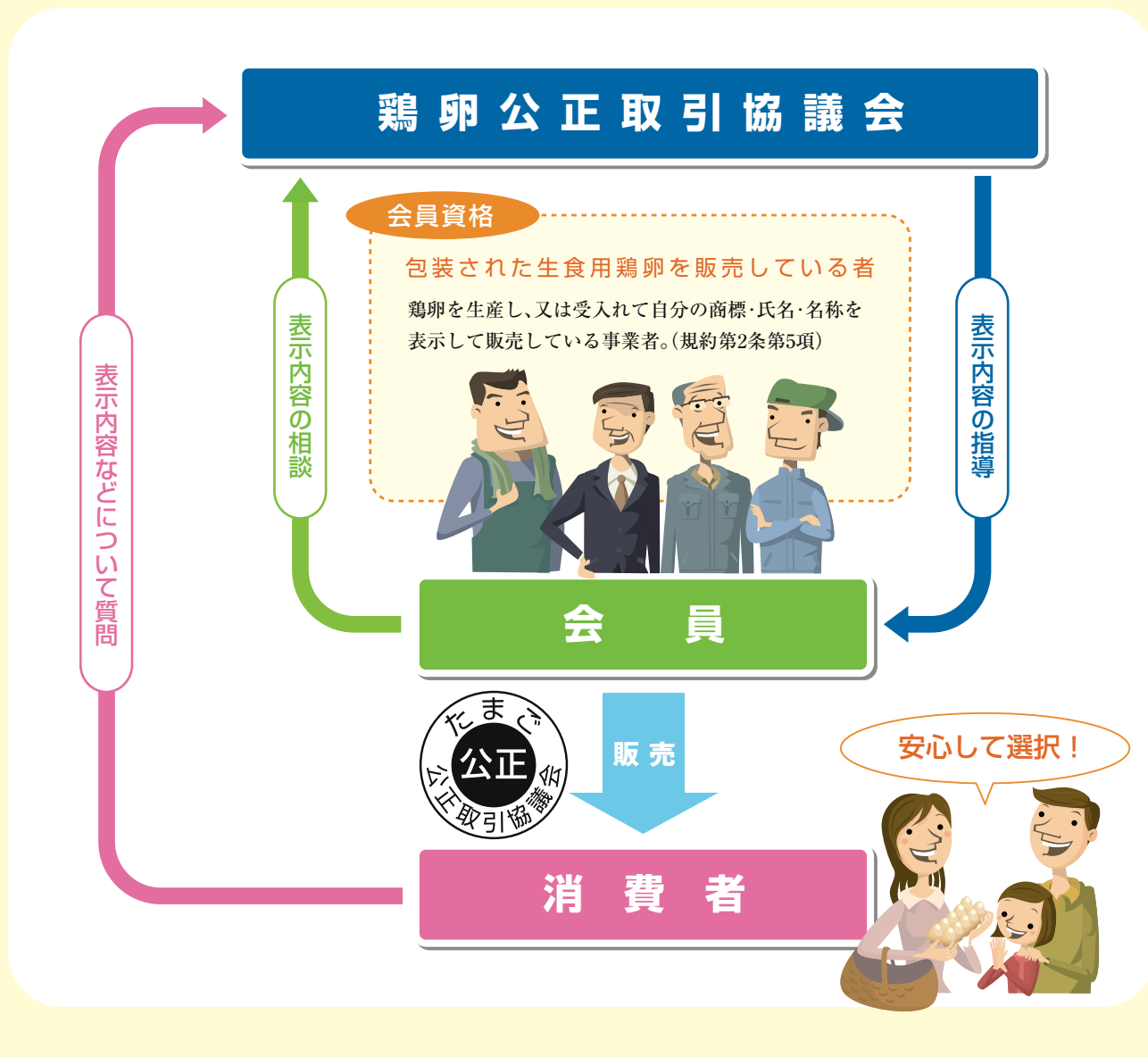
一般消費者の適正な商品選択、表示による不当な顧客誘引防止のため商品特性を考慮して、必要表示事項・具体的な表示基準・特定用語の使い方のルールを定めたものです。

■ 公正競争規約は、『鶏卵公正取引協議会』によって運営されます。

栄養強化卵 特定飼育卵 地卵 公正マーク※ 等を定めたものです。

※表示の目安として商品に表示する「公正マーク」を定めました。

公正マークが表示されている商品は、公正取引協議会が承認したもので、公正競争規約に基づく正しい表示を行っている証です。



鶏卵公正取引協議会への加入については、下記にお問い合わせください。

鶏卵公正取引協議会

〒104-0033 東京都中央区新川2-6-16 馬事畜産会館内 TEL.03-3297-5515 FAX.03-3297-5519